

平成26年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成27年1月14(水)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間		14時33分
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	欠席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	12番	秦野 俊美		13番	亀尾 和男	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史		事務局長補佐 田村 誠		事務員 田辺 操枝	
傍聴人	1名					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	非農地証明書の交付について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 平成26年南部町賃借料情報の公開について (3) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について
その他	(1) 平成26年度第12回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成26年度第11回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は3番 岡田委員が欠席です。本日の総会出席は委員数18名中17名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	あけましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。 ～途中省略～ 今後も新しい情報を皆様にいち早くお伝えしますのでよろしくお願ひします。
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記	議長	議事録署名委員： 12番 秦野 俊美 13番 亀尾 和男 書記： 田辺 操枝

記の指名		
4. 議 事 議案第1号 農地法第3条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	議事に入ります。 『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 内容につきましては、局長補佐より説明をいたします。
	局長補佐	【議案第1号朗読及び説明（議案書1㊦）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 自作 m ² 登記：畑 現況：畑 小作 m ² 合計：田1筆 畑1筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲渡事由：売買 譲受人： 耕作面積： m ² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 備考： の申し出により、売買して利用するものである。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 (補足説明) 売買価格は、10アールあたり 円です。全体を円での売買です。 現地調査資料の1ページに位置図を付けていますのでご確認ください。
	議 長	議案第1号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	議 長	異議なしと認め『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第2号 非農地証明書 の交付につ いて	議 長	『議案第2号 非農地証明書の交付について』を上程いたします。提案者より説明を求めます。
	局 長	議案第2号 非農地証明書の交付について 下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。 内容につきましては、局長補佐より説明をさせていただきます。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明（議案書2㊦）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：原野 畑1筆 m ² 申請人： 事由：地籍調査で農地と判明した。所有権移転を行うため現況地目へ変更する。

		<p>備考：現地の状況は平成 25 年 8 月に地籍調査による地目の照会で農地以外に承認された。</p> <p>近隣居住者および地籍調査担当者、地元農業委員に確認した結果も事由のとおり。</p> <p>(補足説明) 現地調査資料の 2 ページに位置図を付けています。3 ページに公図という形で付けていますが、地籍調査後の公図を参考資料として載せていますのでよろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>議案第 2 号につきましては現地調査を行っていますので、三嶋委員より報告をお願いします。</p>
	三嶋委員	<p>本日午前中、恩田会長、市川代理、亀尾委員、井上委員、頼田局長、田村局長補佐、私の 7 名で現地調査を行いました。</p> <p>現地は笹が生い茂り、樹木も生えていて完全に原野の状態でした。生えている樹木の太さが 20 cm 以上ですので 20 年以上はこの状況であると判断しました。</p>
	議長	<p>議案第 2 号につきまして質疑を受けます。</p> <p>議長から言うのはなんですが、樹木が 20 cm 以上で 20 年経っているとおっしゃいました。</p>
	三嶋委員	<p>見た感じで申しました。</p>
	議長	<p>基本的な考え方で 20 cm では 20 年経ちません。現地確認をされて、あの巨木が 20 cm に見えたか、見えなかったか。現地を見られた皆さんは、あれが 20 cm ではないと感じておられると思います。議事録に残ります。その辺のところ訂正していただきたいと思います。</p>
	三嶋委員	<p>30～40 cm か。</p>
	市川代理	<p>補足をします。図面の真ん中に水路が通っています。その向かって右側ですが笹が全部生い茂っています。水路のすぐ横の 30、40 cm も笹が生い茂っています。そこの 1m50 cm の所からは巨木で原野以上の林になっている状況です。両手で抱えきれないくらいの木が、目印なのかどうかは分かりませんが植えてありました。30～45 cm 以上くらいの木です。そこは東南にあたり日当たりが良い感じがしました。大きな栗の木や常葉樹もありました。議長が言われるように、20 年よりもっと経っていると思いました。右側の黒い線の所は崖になっていて、以前は法面だったのが水路のために崩れて、石垣も相当古い物を使ってあり、一部はブロックで修理がしてありました。全く農業関係では使われていない状況が目ので分かりました。木の高さも高く、全く日が当たらない状況です。完全に非農地であると判断しました。</p>
	議長	<p>補足説明がございました。質疑を受けます。</p>
		<p>(質問・意見なし)。</p>
	議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	一同	<p>異議なし。</p>
	議長	<p>異議なしと認め『議案第 2 号 非農地証明書の交付について』は議決承認されました。</p>
議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決	議長	<p>『議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。</p>
	局長	<p>議案第 3 号</p>

定について		農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。 農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添各筆明細書の通りです
	局長補佐	平成27年 第1号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書4～12頁）】 [新規] 整理番号 1番～5番 設定を受ける者： 5名 設定をする者： 5名 設定をする土地： 9計 12,754㎡ [再設定] 整理番号 6番～25番 設定を受ける者： 11名 設定をする者： 19名 設定をする土地： 26計 33,935㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議長	質疑に入ります。
		（質問・意見なし）
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決承認されました。
5. 協議事項	議長	協議事項に入ります。
	局長補佐	事務局から議題は用意していませんが、1点話をさせていただきます。現在、農地パトロールで調べに回られたり、所有者の方への状況の聞き取りが進んでいると思います。本日、1枚もので活動管理簿を配っています。確認作業ですとか、電話をかけられたり、会いに行かれたりなどの活動については時間当たり840円の報酬を予算計上しています。皆さんが活動された日にちを記入して、調査・確認・協議欄に丸をつけて、時間数を記入して、2月総会時、2月中には提出をしていただきたいと思います。 よろしく申し上げます。
	議長	ご質問はありませんか。
	作野委員	確認ですが、研修がありましたか記入しますか。
	局長補佐	研修も時間当たりの報酬として上げますが、皆さんは空けておいてください。出席された委員さんに関しては事務局で記入します。

6. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程します。
	局長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知について 朗読及び補足説明（議案書13～24頁）】 番号の1番から23番までは、 で新たな農業法人が立ち上がりましたので、中間管理事業を利用して、そちらで契約をする流れで合意解約が出た案件です。 24番につきましては、 さんの息子さんがお亡くなりにならまして経営面積を縮小するための合意解約です。今後は、中山間の絡みがありますので、当面は の集落で自己保全をされると聞いています。
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	農業法人が立ち上がるという説明がありましたが、情報によりますと株式会社だと聞いていますが。
	局長補佐	株式会社 という団体です。補足をしますと農業生産法人格を持つ株式会社で、構成員が10人おられます。それぞれが出資して、譲渡をしない株式会社ということで農業生産法人格を持っている団体です。
	議長	譲渡をしないということは、条件付きの株式会社ということですね。
	局長補佐	はい、そうです。
	議長	ご異議ございませんか。
		(質問・意見なし)
	議長	『農地法第18条第6項の規定による通知について』報告を終わります。
(2) 平成26年南部町賃借料情報の公開について	議長	『平成26年南部町賃借料情報の公開について』を上程します。
	局長補佐	平成26年に利用権設定をされた内、金銭が伴うものについて、基本的条件を満たすものについて平均値等がまとまりましたので、本日お配りしています。 【「南部町賃借料等情報」朗読】 (補足説明) 田の部門で基盤整備地域の会見地区の平均額が3,869円と非常に安い単価になっています。これの算出根拠は、26年3月に寺内農場が200数筆という更新をかけられました。寺内農場さんは2,000円と4,000円の賃借料の設定をされていますので、そのデータ数が、それ以外のデータ数よりかなり多かったためにこの平均値になっています。この数字で、会見地区の平均はこれですので、この金額で契約をしてくださいということにはなりません。ホームページ等で公開をし、問い合わせがあった時には丁寧な対応をしたいと事務局では考えています。委員の皆様も公開以降問い合わせがありましたら、26年はそのような理由で安くなっているが、通常6,500円から7,000円程度が10aあたりの平均であるとお知らせをしていただきたいと思います。
	議長	このことについてご質問等ございませんか。
		(質問・意見なし)
	議長	このような形で、ホームページ等で公開いたします。
(3) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について	議長	『農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について』を上程します。
	局長補佐	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書は、1月10日を締め切りとして

名簿登載申請書について		順調に事務局に揃っていています。現在、担当委員さん別に取りまとめの作業をしています。農業委員の皆様には、来週の20日から23日の4日間の内の都合の良い日に事務局に来ていただいて、閲覧、チェックをお願いしたいと思います。
	議長	事務局が申しました日にちに閲覧をお願いいたします。
平成26年度第12回農業員会総会の日程について	議長	平成26年度第12回南部町農業員会総会の日程は、平成27年2月9日(月)に決定します。
7. その他	作野 幹事長	ご案内とお詫びを申し上げます。新年会は本日予定どおり開催します。
8. 閉会	議長	これにて平成26年度第11回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		